

もしもあなたが濃厚接触者になつたら

①保健所がコロナに感染された方から行動歴を聞き取り、濃厚接触者を特定します。
(保健所が特定するのは、原則、同居家族のみ)

②陽性者などを介して濃厚接触者に連絡があります。

学校等で感染者が発生した場合、学校等が濃厚接触者を特定し連絡する場合があります。



周囲で陽性者が発生し、ご自身の体調が優れない場合は、保健所からの連絡を待たず、かかりつけ医等に御相談してください。

③定められた期間、自宅待機します。



陽性者と最後に接触した翌日から**原則5日間、自宅待機**をお願いします。なお、**2,3日目の2回、抗原定性検査で陰性を確認した場合は、3日目の陰性確認後から外出できます。**

☆濃厚接触者への検査の実施

濃厚接触者に対する検査は、保健所が必要と判断した場合のみ行います。検査で一度陰性が確認された場合でもその後陽性になる場合もあるため、陽性者と最後に接触した翌日から**原則5日間は不要不急の外出を控える**ようお願いします。

☆家庭内での過ごし方

- なるべく個室で、食事は別
- 個室内以外の場面ではマスクを
- 洗面・風呂は最後



仮に感染していても、家族への感染を防げるような対策を。

☆自宅待機中に具合が悪くなつたら

- かかりつけ医等に御相談してください。
- 発熱等診療医療機関※を受診する際は必ず事前に電話で、濃厚接触者であることと、現在の症状を伝えてください。



自宅待機期間終了

5日間が経過すれば(又は2,3日目に抗原定性検査で陰性を確認できれば)、自宅待機期間終了となります。職場復帰等にあたり、保健所等への連絡は不要です。

※発熱等診療医療機関は、県ホームページで確認するか、発熱等受診相談センターへお問い合わせください。

静岡市にお住まいの方：054-249-2221

浜松市にお住まいの方：0120-368-567

上記以外の市町にお住まいの方：050-5371-0561



よくある質問～もしもあなたが濃厚接触者になつたら編～

Q. 濃厚接触者の該当基準や定義はありますか？

A. 濃厚接触者の基準に該当する方は、陽性者の発症2日前から適切な感染予防策をとつて他者と生活を分離するまでの間に、①陽性者と同居していた人、②1メートル程度の距離で必要な感染予防策（マスク着用等）をとらずに陽性者と15分以上接触した人、③密な環境で長時間陽性者と接触した人などですが、個別の状況により感染の可能性は大きく異なります。

現在の感染状況や濃厚接触者として隔離した場合の感染拡大防止効果等を踏まえ、保健所の調査を重点化しており、保健所が濃厚接触者として特定する方は原則、感染者の同居家族のみです。

（学校や保育園等では、特定を学校や保育園等が実施する場合があります。）

Q. 2,3日目に陰性が確認できれば、待機期間が解除されるとのことですですが、検査はどのように受けたらいいですか？また、注意点はありますか？

A. 薬局で市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って、ご自身で検査を行つて下さい。（費用は自己負担（会社で行う場合は会社負担）
検査結果が陰性の際は、保健所への待機解除の確認は不要です。

検査結果が陰性でもその後に発症する場合もありますので、7日間を経過するまでは、①検温など健康状態の確認、②外出時はマスク着用、③高齢者など重症化リスクの高い方との接触等は避ける、④感染リスクの高い場所の利用や会食等は避ける、などの感染対策をお願いします。

なお、薬局で購入する際には予め電話やインターネットなどで確認してください。

Q. 濃厚接触者は不要不急の外出を控えるよう言われましたが、食料品等生活必需品の買い出しには行ってよいのでしょうか？

A. 周囲にお願いできる方がいない場合は、食料品の買い出しなどの生活に必要な外出はかないません。ただし、外出にあたっては、マスク着用や手指消毒などといった感染防止対策の徹底の他、混雑する場所や時間を避け、できるだけ短時間で、外出先は必要最小限とするようお願いします。

抗原定性検査キットの購入の場合も同様です。

Q. 濃厚接触者について、証明する書類と外出自粛期間を記載した書類はもらえますか？（会社に提出したい）

A. 濃厚接触者の自宅待機は、法律に基づく依頼・指導ではなく、国の通知に基づく「お願い」であるため、証明書は出せません。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。
https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html

